二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町大栗須字大堀上ミ七八の二〇、七八の二一、七八の二二、八七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一二五四の四・一二六五の三・一二八六の一〇・一二八八・一四六一の三・一四六一の四・一四六四の三から一四六四の五まで・一四六七・一四六八の三・一四七一の四・一四七五の一・一四七五の二・一四九三の三・一五〇一の一二・一五〇五の九・一五一六の四・一五一六の一四・一五二〇の八・一五二四の二・一五二五の一・一五二八の二・一五四〇の三・一五四五の五・一六〇七の三・一六〇七の八・一六一四・木次町湯村一九六二の二（以上二十九筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　ダム用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一二九四の七から一二九四の九まで・一二九五の二・一二九五の六・一三二一・一三二九の五・一三二九の六・一三三二の五・仁多郡奥出雲町三沢一七五六の一・一七五六の三（以上十一筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　ダム用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一三二六の三・仁多郡奥出雲町佐白六五三の二・一五〇三の二・一五四五の二・一五四五の三（以上五筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　ダム用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	第Ｆ－444号
物件の名称	火災の危険の少ない家具及び備品（寝台）
物件の型式	ＡＣ09611
製造者の名称	シモンズ株式会社
製造者の住所	東京都港区芝浦四丁目5番4号

○国土交通省告示第八十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	第Ｆ－109号
物件の名称	表面仕上材（難燃性塗料）
物件の型式	変性エポキシ系塗料
製造者の名称	日本ペイントマリン株式会社
型式変更の内容	製品の追加

○国土交通省告示第八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鍛治川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二百三十五号で指定した土地の区域を除く。）
鹿児島県曽於市財部町北俣字中段二五五八番四　一号から八号まで

○国土交通省告示第八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三百三十九号で指定した土地の区域を除く）

基準点から二三九度四五分二七秒四〇六五・八〇七メートルの地点	一号
標柱一号から一一二度一四分二六秒六〇・五六七メートルの地点	二号
標柱二号から一五九度一二分二二秒四二・五三二メートルの地点	三号
標柱三号から九九度三分五五秒一七六・二八六メートルの地点	四号
標柱四号から一六六度八分一六秒五四・一七六メートルの地点	五号
標柱五号から一一九度五九分一六秒四三・二三七メートルの地点	六号
標柱六号から一四六度三五分三五秒三五・九一六メートルの地点	七号
標柱七号から七二度八分三八秒二二・九一一メートルの地点	八号
標柱八号から二六度一七分三四秒二五・九一二メートルの地点	九号
標柱九号から九五度四分一九秒九〇・九四七メートルの地点	十号
標柱十号から一四六度七分二三秒六八・八八一メートルの地点	十一号